

議案第 25 号

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり物損事故に係る和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

1 相手方 埼玉県川口市東領家二丁目 34 番 22 号

株式会社アスク

代表取締役 牧田 英三

2 事故の概要

(1) 日時 令和 5 年 10 月 19 日 午後 1 時 50 分頃

(2) 場所 羽生市大字弥勒 553 番 1

羽生市一般廃棄物第 4 最終処分場

(3) 状況 相手方から賃借したパワーショベルを使用して第 4 最終処分場の整地業務を行っていた際、操作を誤って埋立地の端から約 5 メートル滑落し、エンジン、本体サイドカバー等を故障させたもの

3 和解の内容

(1) 羽生市は、相手方に対し、本件物損事故により生じた損害に対する一切の賠償金として金 6,510,531 円の支払義務があることを認め、同額を支払う。

(2) 相手方は、羽生市に対し、今後いかなる事情が生じても、前号の金額以外は、損害賠償その他の名目のいかなるものを問わず、一切の請求をしない。

令和 6 年 2 月 19 日提出

埼玉県羽生市長 河田 晃 明